

令和3年度 第1回米子市地域包括支援センター運営協議会議事録

出席委員 土井教子、仁科祐子（会長）、廣江晃、前田浩寿、佐藤美紀子、土中伸樹、永見忠志、石田良太、吉野立（副会長）、小原悟

事務局 福祉保健部 大橋部長、長寿社会課 足立課長・橋本課長補佐・深田係長・廣田主幹・福井主任、福祉政策課 地域福祉推進室 山崎室長、健康対策課 岩坂担当課長補佐

地域包括支援センター管理者

（ふれあいの里）船木敏江、（義方・湊山）小谷愛美、（住吉・加茂）大濱信也、（尚徳）伊藤道美、（弓浜）砂原仁、（箕蚊屋）福田和美、（淀江）持田幸香

事務局 只今から令和3年度第1回米子市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。

本来ですと本協議会の会長が議長となるところですが、会長・副会長が決定するまでは事務局で議事を進行させていただきます。

今回の運営協議会の実施にあたりまして、感染状況を鑑みまして、延期をさせていただき、このようなオンラインでの参加が可能な形式とさせていただきました。普段とは違う形での開催となり、不慣れな点が多々あると思いますが、ご協力の程、よろしく願いいたします。なお発言される方がどなたかわかるように、発言の前に名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日は安達委員、岩浅委員から欠席の連絡をいただいております。また土井委員については、少し遅れてのオンラインの参加というところで連絡をいただいております。委員の過半数の出席がありますので、本協議会設置要綱第5条第3項の規定により、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして委嘱状交付に移らせていただきます。本年度から新たに委員の皆様にご就任いただくにあたりまして、あらかじめ委嘱状を各委員の皆様の机の上に置かせていただいております。ご確認願います。なおオンライン参加の方につきましては、申し訳ございませんが後日郵送させていただきます。

あいさつ 大橋福祉保健部長

皆さん、こんにちは。福祉保健部長の大橋でございます。本日はお忙しい中、第1回の運営協議会のほうにご参加をいただきましてありがとうございます。オンライン参加の方も、どうもご苦勞様でございます。

今日は運営協議会ということで、包括支援センターについて私たちのほうから状況であるとか今年度の目標などをお話しいたしまして、皆さん方にご議論をいただきたいと思っております。包括支援センターの運営協議会ではありますけれど

も、そもそもの包括支援システムそのものについての話題なども大変歓迎したいと思っておりますので、活発な議論をお願いします。最後のほうには、私たちが今、準備しております総合支援センターなるものについても、若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと今日は、傍聴に米子市議会の民生教育委員会の委員長さんにおいでいただいております。しっかりとお聞きいただきたいと思いますので、ぜひとも皆さん、活発でざっくばらんな意見の交換になればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 続いて本協議会設置要綱第4条第1項に、「協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」とありますので、会長及び副会長の選出を行いたいと思っております。(この後、事務局案で決定)

あいさつ 仁科会長

鳥取大学で在宅看護の教職員をしております仁科と申します。今回、委員長ということで、不慣れではございますけれども、なるべく会がスムーズに、そしてなるべく多くの委員さんのご意見が出るというのかなと考えております。途中で困ったりすることもあると思っておりますけれども、どうぞ皆様に助けていただきながらさせていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

あいさつ 吉野副会長

認知症の人と家族の会の吉野です。副会長ということで、大したことはできませんけれども、皆さんと良い話し合いができればと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 そうしますと、協議会設置要綱第5条第1項により、会長が議長になることと定めておりますので、これ以降の会議の進行につきましては会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

仁科会長 今日はコロナということで、短時間での開催、スムーズな進行となるようにご協力いただければと思っております。時間の目安としては1時間30分、午後7時30分ごろまでには終了できたらということです。

まず、地域福祉領域の様々な問題を解決するための中核的な役割を担っておりますのが、地域包括支援センターです。本日は、その運営につきまして、委員の皆様と専門分野の知見を活かしたご意見をいただきたいと思います。

まず5の議題の①から③までを、事務局より説明をお願いします。

事務局

そうしますと、まず資料の1をご説明いたします。今回につきましては、資料の1、資料の2を併せてご説明させていただきます。

まず(1)地域包括支援センターの現況についてになります。オンラインで参加される皆様に関しましては、お手元の資料もしくはPDFの画面共有をさせていただきますので、どちらかを確認していただきながら聞いていただけたらと思います。

まず、地域包括支援センターの現況についてということで、主に職員の配置状況についてご説明をさせていただきます。まず最初に担当圏域を書いているところになりますので、ご確認のほどお願いいたします。続きまして下のところに職員配置状況を各包括ごとでお示しをさせていただいております。こちらにつきましては令和3年8月1日時点のものとなっております。各職種ごとの配置状況を示しております、左から保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員。こちらの3職種については配置を必須とさせていただいておりますので、その他の包括支援センターも各1名ずつ以上、配置をさせていただいているところになります。その他の介護支援専門員、事務員につきましては、必要に応じて配置をさせていただいております。

こちらの表の一番右側、基準職員配置数に関してですが、こちらは950人に対して1人、こちらのほうで基準職員配置数ということで設定させていただいております。そちらの左側、「計」のところを見ていただくと、各包括さんに実際に配置している人数になるんですけども、ふれあいの里、義方・湊山包括、淀江包括に関しましては、こちらの基準職員配置数より多くの職員を配置させていただいているところになっております。こちらは法人のほうで、必要に応じて加配をさせていただいているようになっております。表の数字の中でいくつか、(0.05)ですとか(0.7)ですとか書いてあるんですけども、こちらについては常勤換算した時の人数となっておりますので、ご確認いただけたらと思います。

続きまして、裏の、米子市地区別高齢者数基準配置職員数等。こちらについては令和3年4月1日現在の数字となっております。先ほど簡単に説明をさせていただいたんですけども、網掛けの部分があるかと思えます。こちらについては、圏域別の高齢者数と基準配置職員数のほうを示させていただいております。この基準配置職員数なんですけれども、令和3年度に関しましては※印、表の下のところにあるんですけども、令和2年10月1日現在の高齢者数950人に対して1人の配置ということでさせていただいております。圏域別高齢者数について、令和3年4月1日現在の数字が入っているんですけども、大きくは変わらないというところでご確認いただければと思

います。その右のところは75歳以上、後期高齢者数について圏域ごとに数で示させていただいておまして、その右のところは圏域ごとの要介護認定者数ですとか、総合事業対象者数などを示させていただいております。右から3番目の認定率についてなんですけれども、高齢者人口に対する介護認定保有者の割合ということで示させていただいております。高齢化率、現在、米子市で29.2%という値になっております。昨年度につきましては29.0%と、0.2%増となっているところであります。こちらについてなんですけれども、年々増加しているということと、あと平成30年時点の推計に関しましては、今後の高齢化率については、全国的な動向と同様に伸びるというふうに推計されているところになります。

このような圏域ごとの高齢者数ですとか認定率だけではなくて、現在は健康対策課のほうから圏域ごとの国保データベース、KDBなども包括支援センターのほうに提供していただきながら、効率的な業務の実施につながるように連携しているところになります。

続きまして資料2の説明に移らせていただきます。はぐってもらって1ページ目のところになるんですけれども、上側の表が令和2年度の包括支援センターの活動実績、下側が参考というところで令和元年度の実績となっております。

まず介護予防ケアマネジメント件数についてなんですけれども、後ほどグラフでもお示しするんですけれども、年々増加しているところです。また総合相談受付件数も、合計で72,519件と、昨年度に比べて非常に増加しております。この相談総合受付件数なんですけれども、件数自体も増加しているところになるんですが、非常に内容について複合化、複雑化しているというふうに聞いておるところになります。

総合相談受付件数の右側、包括的継続的ケアマネジメント件数というところになります。この中身についてですけれども、まず包括的継続的ケア体制の構築業務となります。今年度については4,599件となっております。このうち、地域ケア会議の件数については合計が122回、この回数については昨年度と大きく変わっていないところなんですけれども、全体の体制の構築業務というところの4,599件に関しては、ちょっと少なくなっているところになります。これにつきましては、地域ケア会議のほうは個別会議で開催できていたところにはなるんですけれども、医療機関ですとか民生委員等との連携の体制づくりの会議は、コロナ禍においてはなかなかできなかったところになります。同様にその右側、「ケアマネ支援」というふうに書かせていただいております。ケアマネージャーに対する個別の支援については、昨年度と回数自体は大きく変わっていないんですけども、例え

ばケアマネージャーさんとの連絡会ですとか研修会のほうは、今年度111件と、件数のほうは減っているところになっております。また同様に、介護予防教室ですとかサロン支援に関しましても、数が減少しているところになっております。なかなかコロナ禍において実施が難しかったということにはなるんですけども、各包括支援センターですとか法人ですとか、感染予防対策を講じていただきながら、可能な範囲で業務を実施していただいたところにはなりますので、ご理解いただけたらと思っております。

次に行かせていただきます。2ページ目の「センター職員の1人あたりの業務実績の状況」というところになります。先ほども触れさせていただきましたが、こちらのケアマネジメント件数については増えているというところになります。こちらのページの下側に、新規実態把握業務というものがあります。訪問等により高齢者の状況等を確認させてもらって、必要に応じて介入するというものにはなるんですけども、先ほどの説明で少し触れさせていただきましたところなんですけれども、こちらの実態把握業務におきましても、健康対策課からの情報提供でありますとか、あと健康対策課のほうに地区担当保健師というものが配置され、その保健師さんとの連携も図りながら、こちらの実態把握業務は効率的に実施しているところになります。

ページが飛びましてP4ページです。こちらなんですけれども、平成26年からの主な業務の実績件数をグラフにしております。先ほどの説明でもあったとおり、①番、介護予防ケアマネジメント件数ですとか、④番、総合相談受付件数のほうが数が伸びているというところになります。①番の介護予防ケアマネジメント件数、こちらの増加に関しましては、大きな要因としてはやはり高齢者数の増加、特にそれに伴って要支援者数というものが非常に増加しております。そういったところから件数が増加しているのではないかと思っております。④番の総合相談受付件数の増加なんですけれども、もちろん高齢者数の増加というところもあるかと思うんですけども、地域での困りごとの増加ですとかニーズの多様化、あとは包括支援センターで行っていたいている周知・啓発、こういったものを様々な場面で各センターに実施していただいているところでもあります。民生委員さんだったりとか地域住民の方々が相談しやすいような環境づくり、こういったものができているのではないかなと思っております。

次に、6ページをご覧ください。こちらが介護予防ケアマネジメントの委託の状況になっております。包括支援センターの業務の中のケアマネジメント業務なんですけれども、一部委託することが可能となっており、そちらの状況になっております。こちら委託率なんですけれども、下の表が昨年度の数字で、平均が16.1%となっておりました。今年度に関しては、予防給付ケ

ケアマネジメント19.3%、総合事業のケアマネジメントについても委託率が上がっているところになります。これに関してですけれども、もちろんケアマネジメント件数が増えたことに伴って、委託率のほうも増加しているのかなと思っております。令和3年度に関してなんですけれども、令和3年度の報酬改定に伴いまして、委託連携加算というものが新たに設定されました。こちらは外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から設定されたところでもあります。委託するにあたりまして、適切な包括と居宅介護支援事業所との情報連携を評価する加算となっております。こういった委託連携加算の設定があったことから、委託率に関しては今後、増加していくのではないかと予想しております。

続きまして7ページです。こちら包括支援センターが実施しているケアマネジメント件数のうち同一法人でのサービスを受給している件数となっております。圏域内において、法人ごとでのサービス展開の状況は様々あるかと思えます。それによって件数が多かったり少なかったりということが発生しているという状況になります。

P8ページ以降なんですけれども、各包括支援センターの活動実績と計画についてということで、簡単ではございますけれどもまとめさせていただいております。こちらの個別の説明については、申し訳ございませんけれども割愛をさせていただきます。

そうしますと17ページの米子市自立支援型地域ケア会議についてというところで、担当のほうから説明をさせていただきます。

事務局

米子市長寿社会課の廣田と申します。地域ケア会議につきましては、私のほうから報告をさせていただきます。

お手元の資料の17ページをご覧ください。米子市自立支援型地域ケア会議についてということで、1番「目的」のほう読ませていただきます。こちら『介護予防の観点から、要支援認定者等の個別事例に対する多職種専門職の方からの専門的な視点に基づく助言を通じて、対象となる高齢者のQOL向上に向けた生活課題の解決や自立支援の促進、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得を図ります。併せて検討する事例を積み重ねることにより、地域に不足する資源といった行政課題の発見・解決策の検討につなげていきます。』という目的で行う会議となっております。本市では、令和2年度より実施をしております。初年度となります令和2年については、2回実施をいたしました。第1回は11月26日、木曜日にいたしまして、1時間半のお時間で、参加者といたしましては包括支援センター、あと専門職、介護サービス事業所の方においでいただき

まして、1事例の検討をいたしました。2回目は3月に同じ時間で同じ会場、参加者のほうも同じ。ただ、検討事例を2事例に増やさせていただいて、実施をいたしました。ともに居宅のサービス事業所様、専門職の方々、また米子市高齢者福祉計画及び介護保険計画の策定委員様に多数傍聴いただきまして、この会議への理解を深めることにつながったと思っております。

3番のほうが今年度の実施予定なんですけれども、令和2年度は全センター合同で実施をしたんですけれども、今年度は2チームに分けて、各チームで2回ずつ、計4回の開催を予定しております。1回あたり2事例の検討を予定していきます。1回目は8月26日、先日終了をしたところでして、今回は9月2日に予定をしております。また、『開催頻度の増加、会議の充実を図るため、先進市町村からのアドバイザーにも参加していただく会議を交えて、より効果的な会議進行の習得を目指します。』としておりますが、9月2日にはアドバイザーの方が参加予定としておりまして、より効果的な会議を目指していくところでございます。以上です。

事務局

続きまして18ページをご覧ください。令和2年度の各包括支援センターの収支決算、下のほうが令和3年度の包括支援センターの収支予算となっております。

まず収支決算のほうから簡単に説明をさせていただきます。まず収入の説明なんですけれども、一番上の運営事業委託料についてですが、こちらにつきましては各包括支援センターのセンター業務、こちらのほうの委託料となっております。また各包括支援センターにおかれましては、介護予防事業ですとか認知症初期集中支援事業を受託していただいているところになります。こちらの委託料のほうも記載をさせていただいております。4番目の介護報酬等を記載しているところなんですけれども、こちら主にケアプランの作成料の収入となっております。支出の繰出金等と書いてあるんですけども、こちらにつきましては法人のほうの黒字と思っていただけたらと思います。

下の収支予算なんですけれども、令和2年度から大きく変化しておりません。こちらにつきましては基準職員配置数に変更がなかったことから、大きな変更がなかったというところになります。

簡単な説明ではありましたが、以上で資料1、資料2の説明を終わらせていただきたいと思います。

仁科会長

それでは審議に入りたいと思います。議題の1から3の説明に関して、委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。今日は会場の方から先に発言していただいて、その後オンラインの方に発言していただこうと思います。

ではまず会場の皆様、お願いします。

小原委員 各地域包括支援センターさんが個別に結果をまとめておられるんですけども、その中で「地域ケア推進会議について」というのを各包括支援センターさんが行っておられるんですけども、この地域ケア推進会議というのは、普通、解釈としては市のケア会議ということで、包括支援センターさんで扱われなかった大きな課題を、この推進会議、市のケア会議にかけるというのがこの文言の説明かと思うんですけど、ここは包括支援センターさんが地域ケア推進会議を行っているという、これはどういうことでしょうか。

事務局 地域ケア会議なんですけども、小原委員がおっしゃっていただいたとおり、個別会議と推進会議に分かれるところになります。他の市町村では確かに個別会議、包括支援センターのほうで行って、推進会議、市町村で大きいケア会議のほうを行っているところが多いかと思います。米子市におきましては、地域ケアの個別会議のほう、もちろん包括支援センターに実施していただきながら、各包括支援センターごとにもこちらの推進会議、市町村レベルでの会議ではありません。包括支援センターの圏域内で行っていただくような地域ケア会議になっております。以前は米子市のほうでも市町村レベルでの地域ケア会議のほう開催しておりましたので、各包括支援センターごとで行っていただいた個別会議ですとか推進会議で見えてきた課題というものを、もう1個上の地域ケア会議に上げていただいたところになるんですけども、現在は米子市のほうで市町村レベルでの地域ケア会議が行えていないという状況になります。ですので、各包括での個別会議と推進会議の開催件数となっているところになります。

小原委員 地域ケア推進会議っていうのは、厚生労働省のほうで規定があり、混乱するので、ちょっと名前を変えてもらわないと。市の大きなケア会議、「がいな会議」っていうふうに米子の場合はなってます、そういう文言があるのに今度は個々の支援センターさんごとに推進会議をするっていうと、ちょっと混乱を生じる可能性があるんで、この推進会議っていう名称は他に換えられたらどうかと思います。

事務局 規定のこととかもちゃんと確認させていただいた上で、もし混乱が生じるようでしたら名前のほう検討して、わかりやすく報告できるようにします。

仁科会長 今のことについて、オンラインで吉野さん、発言をお願いします。

吉野副会長 包括支援センターの報告ありがとうございました。2点ほど質問をお願いしたいんですけど。

1つは2ページ、3ページ、4ページのところで、実態把握というデータが出てきていますが、これは実態把握の内容というのは相談があったものなんでしょうか。それとも例えば65歳以上の日常生活自立度のアンケートなど、米子市が抽出してやっていますよね。そういう人の中からそれぞれの地域で家庭を訪問をしたりしての数字があるのかどうなのか。特に4ページを見ますと、R1年から実態把握件数がぐっと上がっていますよね。R1やR2、全部上がっていますし、総合相談受付件数もぐっと伸びているんですが、このあたりとの関係で、そのあたりはどうかというのが1つの質問です。それからもう1点は、最後のほうの米子市自立支援型地域ケア会議の内容の報告をいただいたんですが、令和2年度の第1回目と第2回目の検討事例が1事例、2回目が2事例というふうになっているんですが、この検討事例が一体どういった内容のもので、それを実施したことによってどんな取り組み方みたいなものが共有されて、それが結果的に評価としてはどうだったのかというふうなところのデータがあったら教えていただきたいですし、もし今日それが提出できないんだったら、後日でもいいですから、具体的な検討事例並びに、例えばそこで3カ月後にもう1度検討しようとなった課題が出たと思うんですが、その課題はどういうものが出されたのか。そしてそれが結果的に解決されたのかっていう評価の部分。その内容がわからないと、ただ単にこれをやったということだけだと私どもは「ああ、そうですか」ということでしかないですし、内容に踏み込んだ話ができないと思うので、この2つの点についてご意見をいただけたらと思います。以上です。

仁科会長 事務局、お願いします。

事務局 1つ目の質問ですが、実態把握業務についてのご質問をいただきました。こちらについては、各包括支援センターのほうから、毎月、実績を上げていただいているところになります。実態把握業務なんですけども、独居高齢者もしくは高齢者世帯、その他というところで場合分けをして、件数のほうを報告していただいているところになります。こちらの報告の内容なんですけれども、実態把握の件数については、基本的には利用者基本情報の作成数というふうにさせていただいております。なのでこちらについては、例えば訪問されたりですとか、実際に電話があつて様々な聞き取りをして初めて、その方に対して利用者基本情報を作成し、ただもちろんその中で介入する、しな

いってというのはケースによってあると思うんですけども、その利用者基本情報を作成した件数ということで、基本的には作成をさせていただいておりますので、先ほど吉野委員がおっしゃったとおり、グラフのほうで見ることができます。先ほどの実態把握件数と総合相談受付件数の関係が似ているところも、相談を受けた結果、こちらの利用者基本情報を作成して実態把握件数のほうが伸びるというような流れになっているかと思っておりますので、そのような形になっているのかなと思っています。

2つ目のご質問、地域ケア会議についてなんですけども、こちらはあくまでも自立支援型地域ケア会議ということで、サービス担当者会議とは少し差別化をしております。サービス担当者会議は、必ずモニタリングですとかアセスメントという流れがあると思うんですけども、この自立支援型地域ケア会議については、どちらかという対象者の自立に向けた各専門職さんからのアドバイスということで、ケアマネさんですとかサービス事業所のほうにも気づきを得てもらうというような会になっております。そういった気づきを得ていただいた上で、その後にサービス担当者会議ですとか、そういった場に結果を活かしていただいて、その中でモニタリングをしていくというような流れにはなっております。こちらで各参加していただいたケアマネージャーさんですとか専門職さん、あとサービス事業所のほうから、様々な気づきを得ていただいたというふうに伺っております。ただなかなか、その結果を評価・モニタリングするというところまでは、この会議では実施はできていないというところにはなります。

吉野副会長 音声がなかなか明確に聞こえない部分があるので、最初の1つ目の質問に対しては、今度は相談に対する対応と理解してよろしいということですね。

事務局 相談からの対応もありますし、最近は健康対策課からのデータを元に訪問させていただいたりだとか、あとは各センターによっては独居高齢者に対しての訪問も含まれます。

吉野副会長 つまり、ある程度の内容だとか、今、各包括ごとで計画的に地域の家庭訪問をしていくような活動は、今のところ人員配置的にもなかなか難しい状況があるということですね。

事務局 おっしゃっていただいているとおり、多くは相談件数の数にはなるんだと思います。各包括さんで、してはいただいているんですけど、件数のほうはなかなかマンパワー的に難しいというのが現状だと思います。

吉野副会長 私はむしろ2番目の問題のほうが大きくて。誰が集まったかではなしに、そこでどんな問題が事例として取り上げられたのか、そのことについてどんな議論がされて、当面のその課題についての取組が確認されたのか。それが何カ月か後にどうせあるわけですから、その確認した内容が行われてみてどうだったかという、その評価のようなものがないと、これは3年度に活かされませんよ。その内容をできたら、今日じゃなくていいです。包括さんがいないと、その内容は報告できないと思うので、そういうものを委員のほうに出していただくと、つまり包括支援センターでは、どういう相談事が今一番悩んでいることにあたり、問題になっている内容なのか。それについて専門職の皆さんがどのような意見を出して方向付けをしているのかという、その内容が共有できると思うんですね。ぜひそのことをお願いしたいと思います。わずか3件ですから、その記録がないということはないのではないかと思います。

事務局 こちらのほうも個別でなかなか把握できていなかった部分もあるかと思しますので、各センターのほうに今後の状況については確認はさせていただくんですけれども。ただ、個人情報もありますので、どこまでオープンにしてお出しできるかというのはあるんですけれども、検討させていただいて、何らかの形では報告をさせていただきます。

吉野副会長 よろしくお願ひします。

仁科会長 では土中委員。

土中委員 1ページ目に「地域におけるネットワーク構築業務」というのがあるんですけど、これ、各センターでかなり差があるんですよ。それを見ても、これすごく重要なところだと思うんですけど、地域の社会資源やニーズの把握に関する活動、地域におけるネットワークの構築に関する活動。すごく重要なところだと思うんですけど、センターによってすごく差があるということ。もう1つは2ページ目のところで、介護予防ケアマネジメント業務というのがあるんですけど、これを見ますとセンターによってものすごく差があるんですね、1人あたりの延べ件数。ケアマネジメントの件数が多いと、やはり業務というのはこっちに偏ってしまうのではないかと私は考えています。やはりこの数というのをある程度大体このぐらいがいいのかなというふうにしていただいて、その余った時間を地域におけるネットワーク業務、そっち

のほうにきちっと振り分けるということをしないと、偏りだけがあって難しいなというふうに見ているんですけども。米子市のほうで指導していただいて、ケアマネジメント業務をある程度にさせていただいて、最も重要な、地域におけるネットワークの構築とか総合相談とか、そこらへんに少しずつシフトしていくというか、そういうのはどうかなと思って提案、質問させていただきたいんですが。どうでしょうか。

事務局 おっしゃっていただいたとおり、地域におけるネットワークの構築業務、非常に差があるというところにはなります。各包括支援センターの、感染拡大に対する法人での対応の差ですとか、あと毎月の実績報告なんですけども、各包括支援センターで件数の上げ方が非常にバラバラだったということがありました。令和3年度からの実績報告については、そちらが統一されるようにさせていただくところにはなります。もしかすると、そういったところで件数の計上の仕方がちょっと違っていたというのもありますし、コロナへの感染対策というところで差が出ていたのかなと思っております。

あと仰っていただいたとおり、介護予防ケアマネジメント業務に非常に逼迫して、なかなか地域のほうに出られないという状況になっております。こちらについては市のほうも非常に大きな課題だと感じておりますので、包括支援センターのほうと現状を共有させていただきながら、どのようにしていくかというところを検討していきたいと思っております。

土中委員 わかりました。

仁科会長 廣江先生、お願いします。

廣江委員 その件で。事業をやっているものから現場の声を代弁して言わせていただきますと、包括が、好きで予防のケアマネジメントをやっているわけではなくて、他に振るところがなかったりですとか、できないから、誰かがやらなくてはいけないからやっているという現実もあるということでご理解いただければと思います。それは言われるように本質的な問題ではないところがありますので、個別のケアマネジメントではなくて、地域の仕組みを作っていくことが包括の役割だということは重々承知の中、予防を減らすための元々の運動をやっていかないといけなかったりといったこともあろうかと思っておりますので、理想論として次のステップに進むのは確かにその方向だと思いますけれど、現状はそういう状況があるということだけお話しさせていただきたいと思っております。以上です。

仁科会長 発言させていただいていいでしょうか。今の介護予防のケアマネジメント業務についてなんですけども、恐らくこれから高齢者がかなり増えていって、今後も予防のマネジメントって増えていくと思うんですけども。そういったところで、今の包括でもいっぱいいっぱい委託をしているというような状況があって。将来的に今の人数だとか、今の予防マネジメントをどういうふうにしていけばいいのかというところ、充分賄えるのかどうかとか、そういったところにも不安を感じるんですけど、そういったところもしながら構築業務もしていかないといけないっていうところもあると思うので、どういうふうに市としてバランスを取ってやっていけばいいかというところが、ある程度方向性があるほうが、各包括さんもやりやすいのかなというふうに思いました。

あと先ほどの資料2の裏のところの表なんですけども、左から5番目に、地域におけるネットワーク構築業務と、包括的継続的の一番左にある包括的継続的ケア体制の構築業務っていうのがあると思うんですけども、これがどう違うのかとか、ちょっと私にはよくわからないので、ここの違いを教えてくださいたいのと。

あとは先ほども言われていましたけども、ネットワーク構築業務というのがどういうものなのかというのを具体的に示していただいて、例えばこの介護予防ケアマネジメント件数の中に4つあるみたいな形で示していただくと、より実績がわかりやすくなるのかと思うので、それをお願いしたいというふうに思いました。以上です。

事務局 まず最初の、高齢者数が増加していくということになれば、このケアマネジメント件数も実質増加していくことは確実だとは思いますが、こちらについて、じゃあはっきりとこういう方向性でというのは、今のところなかなか言うのが難しいというところがあります。選択肢としては、もちろん各居宅介護支援事業所のほうへ委託を推進するために、例えば委託料を上げるですとか、そういったものを考えられますし。あと高齢者数が増加していけば各包括でも人員体制っていうのを充実させなければいけないですとか、様々なところが考えられると思います。

まず「地域におけるネットワーク構築業務」のほうから説明させていただきます。簡単に言いますと、こちらは地域におけるネットワークを構築するために、例えば地域の支え愛マップづくりのための活動ですとか、あとは各包括支援センターが独自にネットワークの形成のための活動ですとか、あと最近ですと介護予防教室ですとか地域サポート講座の実施のための広報活動、

こういった地域のネットワークを構築していくために、各包括支援センターのほうに従事していただく、そちらの実績を上げていただいているところになります。

「包括的継続的ケア体制の構築業務」というところなんですけども、1つは先ほどの地域ケア会議の開催というのが括弧で示しているところになるんですけども、それ以外に関しましては、地域にというよりもどちらかという医療機関ですとか介護サービス事業所、そういったネットワークを構築するための業務と思っていただければと思います。先ほどの地域におけるネットワークに関しては、民生委員さんだったり在宅福祉員さんだったりとか、そういった方々のネットワーク構築になるんですけども、包括的継続的ケア体制のところは、関係機関、医療ですとかインフォーマルなサービスの事業所なんかも考えられると思います。そういったケア体制の充実。あともう1つはケアマネの支援ということで、こういったものも包括的継続的ケアマネジメント支援業務になっています。大きく簡単に分けるとそのような感じになります。

仁科会長 他に委員さんからご発言ありませんでしょうか。オンラインの皆様はいかがでしょう。
では次の議題のほうに移ります。議題の4番について、事務局のほうからご報告をお願いします。

事務局 私のほうから、資料3の(4)「統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について」というところで説明をさせていただきます。非常に細かい内容の項目になっているんですが、簡単な内容の説明になります。申し訳ございません。
こちらの統一評価指標ですが、平成30年より始まったものになります。それまでは各市町村のほうで自己評価というような形でしていたところなんですけれども、平成30年度より全国で統一された評価指標を基に各センターの事業評価を行ったものとなっております。一番最初のページ、こちらなんですけれども、令和2年度に調査したものの結果を載せております。昨年度の運営協議会のほうでもこちらのグラフを出させていただいたところになりますけれども、その時はなかった黒色のところが全国の平均値となっております。確認していただけたらと思います。こちら見ていただくと線が少し少なくなっていると思うんですけど、7本ないかと思うんですけど、数値が同じ包括があって重なっている関係で本数が少なくなっています。この円グラフを見ていただいて、左下側の2 - (5)「介護予防ケアマネジメント・介護

予防支援」、こちらのところが米子市全体として少し低い値になっているところになります。詳しい内容は後ほど説明させていただきます。

次のページです。こちらにつきましては、令和3年度の統一評価指標の結果となっております。全国の平均値については、まだ出ていないというところになっております。先ほど2 - (5)のほうはちょっと低い数値だったというところになっているんですけども、100%には達してはいないところなんですけれども、少し改善したかなと思っております。ただその下の2 - (4)「地域ケア会議」、こちらについては非常に低い値となっておりますので、後ほど内容のほうを説明させていただきます。

次のページで、令和2年度調査の先ほどのパーセンテージの細かい内容のほうを示させていただいております。1枚はぐっていただいて、(5)番、「介護予防ケアマネジメント指定介護予防支援」というところになります。Q58のところになります。こちらですが、×が付いているのがQ58、Q60、Q61のほうで、全ての包括で×が付いておりましたので、令和2年度に関しましては低い値となっております。Q58とQ61に関しましては、米子市のほうが自立支援重度化防止等に資するケアマネジメントの基本指針、基本方針というものを示していなかったというところから×になっているところになっておりました。こちらに関しては、昨年度末にこちらのほうで作成をさせていただきまして、令和3年度の調査においては、こちらQ58とQ61に関しては○になっているというところなんです。ただQ60に関しまして、○になっていなかったというところになります。「セルフマネジメントの推進」ということで、市町村のほうから支援の手法を活用しているかというところになるんですけども、なかなか市のほうからセルフマネジメントの推進というところで手法のほうを提示できていないというところなんです。様々な手法がございます。介護予防手帳の配布ですとかあるんですけども、どのような手法を提示していくかについては、今後、検討していきたいと思っております。

続きまして次のページ、令和3年度の確認結果になります。こちら1枚めくっていただいて、裏側を見ていただいてよろしいでしょうか。真ん中あたりの「地域ケア会議」というところで、Q48というところがあります。先ほども、地域ケア会議の値が令和3年度については低かったというふうに説明させていただいております。こちらなんですけれども、Q48の「開催計画を市町村が示す」でありますとか、「市町村から示された個人情報の取扱い方針」というところになっております。こちらについては、来年度、各包括支援センターのほうにしっかりと示していきまして、○にしていきたいと思っております。

それ以外にも、各包括支援センターで×が付いているところがあります。こちらについて、100%にするのが目標にはなるんですけど、優先順位をつけながら改善していきたいと思っております。以上です。

仁科会長 では委員さんのほうからご発言をお願いします。まず会場の方からいかがでしょうか。小原委員、お願いします。

小原委員 この統一評価指標、令和2年度のところを見ていただいて、Q30ですか、「相談事例の終結条件を市町村と共有しているか」ということで、令和2年度は義方・湊山さん、住吉・加茂さん、一番最後の淀江さん。これが相談事例の終結条件を市町村、米子市さんと共有していなかったということで×が付いています。それをページはぐってもらくと、令和3年度のQ30「相談事例の終結条件を市町村と共有しているか」、オール○になっていますね。これは、まず“相談事例の終結条件”というのは、一体どういうふうにして市と包括支援センターさんが評価してやっているのか、まずそれが疑問ということと。×だった包括支援センターさんが○に変わっていると。どういうことをされたのか。相談事例の“終結”なので、これで終わりでOKとか、まだっていうところに、すごく今後の重要なところになってくるかと思うんですけど。その2点ですね。どういう改善をされたのか、またその前提となる終結とはどういうものなのかということをお教えください。

事務局 終結条件ですが、元々国のほうがいくつか例示をしております、全部覚えているわけではないんですけども、例えばなかなか金銭管理が難しかったりですとか後見制度を使わなければならない方がおられた場合に、成年後見制度の利用の開始、それに伴って生活が安定したでありますとか。あと例えば虐待ですとかそういったものになりますと、虐待の不安が解消されたですとか、国のほうで4つぐらいそういったものを例示されているところになります。そのように例示しているものだけではないと国のほうも書いておまして、ケースによっては終結のような形にはなっているけれども、1年ごとだったりですとか半年ごとに見守らなければならないようなケースが多々ありますので、それについては終結ということではなくて伴走的に支援していくというケースが多々あります。こちらの共有方法なんですけれども、毎月1回、センター会議というものをさせていただいております。そのセンター会議の中で、まずは国が示している例示というものを各センターの方々と共有させていただきまして、ただその例示だけではないですよということで、センター会議の協議の中で、その例示されているものだけではなくて伴走的

に支援していかなければいけないケースが多々あるということを協議をさせていただいたということになります。

小原委員 その“終結”、それを判断されるのはどの機関でございますか。

事務局 それはもちろんケースによって変わってくると思います。全てのケースを市町村が判断する、包括が判断するわけではありませんので、例えばご家族さんのお気持ちだったりですとか、サービス事業所につながったらサービス事業所の支援内容のこともありますので、全てがこちらの長寿社会課のほうで判断というわけではないんですけれども、もちろん包括支援センターのほうで関わっているものであれば包括支援センターの判断になるかと思ひますし、包括支援センターと長寿社会課とサービス事業所のほうで、いろんな関係機関が関わっているのであれば、関係機関のこれは終結だよねという合意を得ての終結になるかと思ひます。

小原委員 ちょっと具体的な事例を見ていないので、終結というのがなかなかわからないんですけれども、相談されたご本人が、「いや、まだ解決していないよ」というご本人の意思ですよ。それと関係機関が「いや、もうこれは終結ですよ」というふうなこと、そこに課題が出てくると思うんですけど、それは本人の意向というのをどこまでされるのでしょうか。

事務局 あくまでも客観的な終結条件にはなっていないんですけど、「成年後見人が付きました」ですとか「支援がスムーズにっています」。もちろん客観的な判断にはなるんですけど、ただやはりその中には、成年後見もそうなんですけど本人さんの意思といいますか、本人さんの満足、そういったものも重要になってくるかと思ひますので、もちろんそういったところを確認した上で支援にはなっていくかと思ひますので、終結に向かって支援をしていく上で、本人さんの意思というものを確認していくということにはなるかと思ひます。

小原委員 行政側が「もう終結ですよ」と判断した場合は、それで終わりということですよ。

事務局 それはもちろん終結しました、で終わりということではなくて、必要に応じて伴走的に支援をしていくケースも考えられると思ひます。

- 小原委員 それは、あくまでも行政側が伴走しましょうよということで継続という事。本人の意向よりも、そちらが優先するということですね。
- 事務局 支援していく中で本人さんが希望される場合は、もちろん継続的に支援をさせていただきます。
- 小原委員 本人の意向も斟酌されるということですね。
- 事務局 もちろん支援するにあたって必要であれば、というところはあるんですけども、本人さんが希望されているのにこちらが一方的にということはありません。
- 小原委員 わかりました。そういったことを終結に関して法律で決まっていると思うんですけども、そういったことはどういった条文で載っているのでしょうか。
- 事務局 すいません。そういった法律上の、というのがちょっとわからないです。先ほど示させていただいた終結条件の例示ですとか、そういったあたりも含めて確認させていただきます。
- 小原委員 よろしくお願ひします。
- 仁科委員 それではこの議題4につきまして、オンラインの皆様、いかがでしょうか。吉野委員お願ひします。
- 吉野副会長 これ今からで申し訳ないんですが、実はそちらで話されている内容が、わかって広がっていて、正直言ってあまり聞こえません。推測で感じているというのが実態でして、ですから本当ならば、パソコン操作のところきちんとしたマイクを設定してもらって、我々のようなオンラインで参加している人に確実に声が届くような仕組みをしておいてもらいたい。さっきの医学療法の先生方の話のほうがすごくよく聞こえるんですよ。恐らく皆さんそうで、私の声は割とはっきり聞こえているけれども、そちらで話されている内容、正直言ってほとんど聞き取れない。一生懸命聞こうと思っても、そんな感じなんですね。ですから今そこで話されている内容に、我々が回答するのが、恐らく他の方も難しいのではないかなという気がしています。今日は今さらもうしょうがないけれど、
で、評価のところ、評価の問題だけではなく最近すごく私が気になってい

る問題、包括支援センターの問題で気になっているところを1つだけ発言させてもらいたいと思っているのが、評価は恐らく全国的な指標に基づいたものになっているので、なかなか大変なところがあると思うんですけど、それよりも地域の人を考えた時に、最近では鳥取県内、米子市も含めて、非常に災害の情報が増えてきています。災害が起こりやすい状況というのが非常に増えてきていますので、実際に私たちの住む校区でも今年の雨による避難指示とかそういうのが出てきたりしているんですね。例えばそういうことについて、包括支援センターとしては、例えば高齢者の避難、認知症の人を抱えた家族の避難計画、恐らく米子市はないと思います。そういうアンケートを取ったこともない。でも実際に訪問した時に家族からの相談なんかを聞くと、市のどのレベルになった時に本人を連れて避難したらいいのか、どこに避難したらいいのかという非常に戸惑いがあるというんですね。例えば雨がバーバー降っていて道の前に水が流れているような時に避難指示が出ても、家族が認知症の本人を連れて、高齢の方なんか出れないというんですね。だから逆に言うと、そういうことも含めたことが、温暖化などの問題で災害の対応とかがより重要になってくると思うので、そういうことを包括支援センターなり運営協議会、ぜひ1度くらい論議していただいて、自分の地域の中におられる、包括の場合は高齢者だと思うんですが、1人暮らしなんかも、私は民生委員していますから、民生委員が把握していて町内で対応することを考えたりできているんですけども、意外とエアポケットになっているのが高齢者同士の世帯ですね。2人だけの世帯であったり、あるいは今言ったように認知症の高齢者を抱えている家族。そういう人たちの避難の在り様とか、その人たちへの情報提供とか、そういう問題が今すごくあるのではないかと感じたりしています。ですから、国の指標についていろいろ検討されることも大事だけれど、実際に今、地元の中で起こっている問題についても少し目を向けていただけるとありがたいかなと思います。

仁科会長 ありがとうございます。

事務局 音声聞こえづらいというお声がありました。ちょっとこちらの音声のボリュームを上げさせていただいたり、可能な範囲で対応させていただきます。

仁科会長 今、吉野委員が災害のことについておっしゃったんですけども、今コロナ禍ということで、来年度の各包括さんの実施計画を見た時に、コロナ禍において、どういうふう工夫をして感染予防を呼びかけたり、感染しないような対策をしながら日ごろの業務を行っていくかというようなことだったり。

あと、今、吉野さんがおっしゃったような災害発生時の対応、そういった計画も、包括が全て、どこまでどうするのかというのは私もわからないんですが、しかし高齢者の把握ということだったりコロナの対策、そういったところは、ぜひ計画というか、計画書はもうできているんですけども、入れていただきたいなと思って。これは米子市、ふれあいの里さんはコロナ禍による高齢者虐待の早期発見ということが入っていたりしますので、こういったような具体的な計画っていうのが必要なのではないかと思います。以上です。

吉野副会長 音声が大変よくなりました。ありがとうございました。

仁科会長 よかったです。時間も迫ってきておりますが、他の委員の皆様、いかがでしょう。
では、次の議題5に行きたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 米子市福祉政策課の山崎と申します。私のほうから、米子市が今、進めている総合相談支援体制の構築について、主に総合相談支援センターというものの設置を今、目指しておりますので、そのことについてお話をさせていただきます。ちょっと音声が聞き取りにくいということですので、なるべくゆっくり、聞き取りやすいようにお話をさせていただきたいと思います。
では次のスライドをお願いします。総合相談支援センターのお話をさせていただく前に、今、国のほうが進めております重層的支援体制整備事業というものについて、少しだけ触れさせていただきたいと思います。今スライドのほうに、社会福祉法、改正社会福祉法のほうを載せさせていただいております。今年の4月1日施行されたものでして、この中で重層的支援体制整備事業というものが法定化されています。この重層的支援体制整備事業というのは、今までずっと国のほうで包括的な支援体制の構築について検討がなされてきておりますけれども、その1つの帰着点といいますか、そういった形で法定化されたものでございます。
次のスライドをお願いします。複雑な課題ですとか複合的な課題を抱えていらっしゃる世帯を支援していくためには、今までの仕組みではなくて新しい仕組みが必要だということで、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援、この3つの支援を一体的に行っていく、そのための体系を作っていくということで法定化されているものでございます。
このうち相談支援と一番下の地域づくりに向けた支援というのは、基本的には既存の今すぐある仕組み、取組も混ざっておりまして、そういったものと併せて「新」という赤い○を付けている事業が3つあるんですけど、既存

の事業だけでは隙間ができてしまうと。その隙間を埋めるための事業として多機関協働事業ですとか、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ですとか、あと参加支援といった取組、これらが新たに設けられたということでございます。これら全てを一体的に取り組んでいくというのが重層的支援体制整備事業と言われるものでございます。

次のスライドからは、若干事業の細かい説明になりますので、ちょっとここは割愛をさせていただきます、9ページ目のスライドをお願いします。今、私が申し上げました重層的支援体制整備事業、3つの柱でございましたけれども、これらをもう少し柔らかい言葉で表現したものです。今ここに5つ〇を書いております。これらを一体的に取り組んでいくということが求められている事業になります。これは上から読み上げますと、『属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める（断らない相談）』と書いてあります。いわゆる分野ごとに、相談・支援の仕組みというのは分かれていますけど、どの分野であつても断らずにしっかりと相談を受け止めるということをやっていきましょうということ。2番目として、『複雑化・複合化した課題を整理して、多機関が協働して整備を行う』、こういった体制を作っていくということ。3つ目として、『支援が届いていない人を見つけて、伴走しながら支援を届けていく』と。4つ目、『社会とのつながりを作るための支援を行う』。最後5つ目として、『地域活動の活性化を図る』。かなりざっくりした言い方にしていますが、こういったことを、どれが欠けることなく具体的に行っていくことが今、求められているというところでございます。

次のスライドをお願いします。今、申し上げました様々な取組を一体的に行っていくことを示した図になります。この中で図の真ん中のところに「多機関協働事業」というのが真ん中に据えられています。それぞれいろんな分野で受け止められた相談をここにつないでいって、ここでこの世帯に必要な支援をしっかりと多機関で検討して適切な支援につなげていくということ、これが重層的支援体制整備事業の根幹となる部分ですということで、真ん中に「多機関協働事業」が示されているという図でございます。

次のスライドをお願いします。この重層的支援体制整備事業というのは、必須の事業ではないです。任意事業です。法定化されていますけども、市町村の上げによる事業です。米子市といたしましては、来年度からこの重層的支援体制整備事業を本格的に実施したいと考えておりまして、令和3年度、今年度に関しては本番に向けた移行の準備の期間と位置づけまして、いろいろな取組を進めているところでございます。令和3年度に行っている取組は、大きく分けて4つを挙げております。特に多機関協働事業につきましては、これは今までにもモデル的に行っていたものでありますけれども、今年度か

らは福祉政策課のほうに新たに職員を配置いたしまして、こういった取組を進めているところでございます。

次のスライドをお願いします。米子市はこれから重層的支援体制整備事業に取り組んでいくんですけれども、その前段で重層的支援体制整備事業というものが法定化される前の時点から、米子市は「地域つながる福祉プラン」という計画の検討をしております、この中で米子市としては総合相談の体制を作っていくということを計画の柱として掲げております。

次のスライドをお願いします。この「地域つながる福祉プラン」の中で、総合的な、包括的な支援を行っていくための体制として、大きくこの2つのことが掲げられています。1つ目が市内のエリア区分と総合相談支援センターの設置。これがこの計画の中に掲げられています。この内容としては、市内に7つ程度のエリアを定めて、そのエリアごとに相談支援の拠点となる総合相談支援センターの設置を目指していきますということが、まず書かれています。2番目として、地域活動支援員と総合相談支援員の配置ということで、これは計画の中ではコミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーという言葉を使っているんですけど、いわゆる住民さん主体の地域活動を主に支援していく役割の職と、複合的な課題を抱えた世帯の課題の整備を行って、適切な支援をコーディネートしていくようなソーシャルワーカーと、こういった今まで存在していなかったソーシャルワーカーを置いていくことを計画の中に定めております。

次のスライドをお願いします。7つ程度のエリアと申し上げましたけども、今、掲げているこの図の中にあるエリア、これ7つあるんですけれども、名前がちょっと違うんですが、ここに掲げているのは今の包括支援センターさんのエリアになります。ただ今後、相談支援体制を考えていく上で、エリアがどうあるべきかということは検討が必要となってくるところではあるかと思えますけれども、ひとまず地域包括支援センターが置かれている今のエリアというのが、今まで関わっていただいている地域との関係もありますのでベースになってくると、今の包括支援センターのエリアがベースになってくことは間違いないかなというふうに考えております。米子市は総合相談支援センターを来年、令和4年度に1つ目としてふれあいの里に開設をしたいということで、今、いろいろと準備をしているところでございます。

次のスライドをお願いします。ふれあいの里に開設を目指している総合相談支援センターですが、今、方向性として考えているセンターに置く機能としては、ここに掲げているものを考えています。まず1つ、総合相談支援センターは福祉の総合相談窓口の機能を持つということを考えております。いわゆる分野を問わない、あらゆる相談をここで受け付けますということです。

で、2つ目として、多機関協働事業をここで担っていくということを考えています。先ほど重層事業の説明の中で申し上げた多機関協働事業を、ここでしっかり行っていきます。3つ目として参加支援事業ですとか、アウトリーチ等を通じた継続支援事業、これらの、一部委託事業も存在するんですけど、こういったこともここでしっかり行っていきます。次に地域づくりに関する、例えば住民さんの地域活動と連携をすることも必要になってきます。次に成年後見制度利用支援に関する中核機関の役割も担っていきますということを書いております。これは、「地域つながる福祉プラン」とは別に、米子市では成年後見制度利用支援計画という計画を持っておりまして、この中で成年後見の利用に関する相談を受けたりですとか、成年後見に関する課題の解決に向けたネットワークを構築するですとか、そういったための中核機関を米子市内に置くということを成年後見制度利用支援計画の中で掲げておりまして、その中核機関の機能をこの総合相談支援センターに持たせるということ、今、考えております。最後に「地域包括支援センター業務」と書いておりますけども、この1つ目の総合相談支援センターは、今、米子市社会福祉協議会さんに委託させていただいております、ふれあいの里包括支援センター、これをこのセンターの中に統合するというので、今、考えておりまして、社会福祉協議会さんとそういった交渉をさせていただいているところです。いずれふれあいの里包括支援センターさんが行っていらっしゃる包括支援センターとしての業務を継続をしていくということを考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。これは来年度の総合相談支援センターとその他の機関との関係を図で示したものです。字が細かくなってしまっていて見えにくいかもしれませんが。市役所と、もちろん総合相談支援センターは米子市の直営の機関になりますので、米子市に含まれるんですけども、市役所の各課、障がいですとか長寿社会課ですとか、それらとしっかりと連携を取っていくと。障がい者支援課に関しましては、障がい者支援課の中に障がい者の基幹相談支援センターというのがありますので、そこは特にしっかりと連携をして、障がい者に関する相談に対応していくということを書いております。先ほど申し上げましたように、地域包括支援センター、ふれあいの里の包括支援センターはこの中に組み込むということです。ただ、その他の包括支援センターさんは、引き続きしばらくはそのままの形で残りますので、そこはしっかりと連携をさせていただくということは考えております。

次のスライドをお願いします。総合相談支援センターができた後の相談の流れを書いております。簡単に書いておりますので、全てがこのとおりにいくということではないんですけど、何らかの課題を抱えた方が相談機関に相談

にいらっしゃるということを想定した図になっています。高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮。今、それぞれ別々の相談の窓口というのがあって、課題を抱えた方っていうのが内容に応じてそれぞれの相談窓口にいらっしゃるということになっています。今、ここが縦割りになっているということが非常に問題になっているんですけども、それぞれの相談の窓口で相談にいらっしゃった時に、我々として目指しているのは、それぞれの相談窓口でしっかりと、その方の相談の主訴はもちろんですけども、世帯全体に目を向けていただいて、その世帯がどういった課題を抱えていらっしゃるのかということをしかりと受け止めていただく、聞いていただくと。それぞれの相談窓口で、自分の分野のことだけではなくてしっかりと聞いていただいて、そこである程度この世帯はどいった課題を抱えているのかというのを整理をしていただくというところまで、各相談機関にはお願いをしたいと考えています。その後で、ただもし複合的な課題がそこでわかったということになると、その後、総合相談支援センターがありますので、そこにその相談をつなげていただいて、その世帯に必要な支援機関を集めて支援のほうをコーディネートしていくということを、この総合相談支援センターが行っていくということを図化したものでございます。当然、総合相談支援センターに直接相談にいらっしゃるパターンも考えられますので、総合相談支援センターでお受けした相談については、他の相談機関と同様しっかりと相談を受け止めて整理をさせていただくと。場合によっては他の相談機関と協力しないと支援が難しいというケースも当然あるかと思っておりますので、そういった時には連携を取らせていただくということを考えているところでございます。今までお話しした内容については、今、方向性としてちょっと大きい話をさせていただいたんですが、今後、例えば断わらない相談というのは具体的にどういうふうに推進していくのかとか、そのための人材をどう育成していくのかですとか、そういったお話も大変重要なテーマとしてあるんですけども、そういったことも含めて検討を重ねているところでございます。細かいところももう少し明らかにしたら、細かい話もできると思います。

次の資料をお願いします。こちらの資料については、今ちょっとお話をさせていただいた総合相談支援センターの業務についてまとめたものです。説明させていただいた内容と同じですので、またご確認いただけたらと思います。説明は以上とさせていただきます。

仁科会長 それでは議題5に関してご発言をお願いします。まず会場の皆様、いかがでしょうか。小原委員、お願いします。

小原委員 重層的支援整備事業の柱は、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援というふうになっているんですが、その相談支援のところ、10ページの下の図ですね。そこに多機関協働事業というふうに書いてありますが、この“多機関”とは、どういうものを指すのでしょうか。

事務局 多機関には、相談にいらっしゃったそのケースに応じて、いろいろなパターンがあると思います。例えばそれが包括支援センターかもしれませんし、障がいの相談事業所かもしれません。学校かもしれませんし、場合によっては地域の方、民生委員さんですとか、いろいろと考えられると思います。その世帯に必要なことは何かという検討がなされて、じゃあその支援にどういったところに関わる必要があるのかという検討が為された後で、必要な方を呼ぶということになるかと思います。

小原委員 それで今、“多機関”をコーディネートする方、それはどなたでございましょうか。

事務局 今回の福祉政策課に2人職員を今年から配置をしております。これは社会福祉士ですとか精神保健福祉士の資格を持った職員ですけれども、そういった職員が今まで相談支援業務の経験が豊富な職員ですので、その職員が中心となって、そういった多機関協働の事業を動かしていくということを今、想定しております。

小原委員 結局その包括的で困りごとを受ける機関ですね、総合相談所なのかもしれませんが、そこから福祉政策課の2名の方、これが多機関協働事業にその案件を持っていくということを判断されると思うんですけど、この2名の職員の方が、どういった事例を見るわけなんでしょうか。どういう報告を受けて動くのか。書類を見て、これは多機関が協働してやるものだとか、その支援の流れ、あるいは書類の流れですけれども、どういった書類が行くのかというのがちょっと疑問です。

事務局 まず相談の入口は様々あると思います。一番最初に相談を受けるところというのは地域包括支援センターかもしれないですし、障がいの相談の窓口かもしれないですし、もしかしたら学校かもしれないですし、地域の民生委員さんかもしれないです。いろいろな相談の入口っていうのがあると思うんですけど、そこで受けていただいてそこで解決するような問題であれば、特にこの多機関につなぐ必要はないと思うんです。ただ、一番最初に受けていただ

いた窓口で、どうもこの世帯はお話を聞くといろいろな課題を抱えていらっしやる、1つじゃなく複雑で、いろんなところが関わらないとこの世帯の支援が難しいであろうという判断が為された時に、一番最初に相談を受けていただいたところからこの総合相談支援センターのほうに、どうぞご相談をいただきたいというふうに思っています。で、一緒にその世帯のことに関して検討させていただく、どういったことが問題なのか、どういった課題を抱えていらっしやるのかということを検討させていただいて、そこで判断をすることになると思います。これは多機関で関わっていくケースとして扱っていくのか、それともこれはこことここが関わるだけでいけるはずだから、しばらくその機関で関わって様子をみましようかって、そこで判断されるかもしれないし、もちろんケースバイケースなんですけども、ざっくり言いますとそういった流れになるかと思います。

小原委員 もう1点です。その多機関協働事業、その福祉政策課の2名の職員さんが、今度は検討する会議、重層的支援会議というのを招集すると思うんですけども、その重層的支援会議のメンバーというのはどなたになるんでしょうか。

事務局 今の試行的にですけども、実際動かしているんですが、今、米子市の福祉保健部の各課の職員プラス社会福祉協議会さんにもコアメンバーという形で関わってもらっております。その他、扱うケースに応じて、前回やった時には学校のスクールソーシャルワーカーさんに入ってもらったりですとか、包括支援センターさんに入ってもらったりですとか、ケースによってお声がけをさせていただいて入っていただくということになります。

小原委員 ありがとうございます。

仁科会長 ではオンラインで吉野さん、お願いします。

吉野副会長 相変わらず基本的な話ばかりなので、重層的な総合支援体制を作っていくというのは、これは何も反対はないんですけども、今日は地域包括支援センターの運営協議会の場なので、ぜひもっと具体的な話にならないといけないと思うんですよね。2つです。1つは、来年の4月からふれあいの里が総合相談支援センターになるということですが、そもそも相談支援体制の体制と業務がどういうふうになるのかというその状況を、ぜひ示していただきたいというのが1点です。

2点目は来年、令和4年から令和6年にかけて7つの地域にそういう総合支

援体制を作っていかれるということですから、その年次計画ですね。5年目にはどこの地域、包括支援センターも含めたところが総合支援センターになっていくのか、次の年はどこになるのか、そういう年次的あるいは月次的でもいいですけども、そのためのスケジュール、そういうものをこの場で提起されないと、恐らく他の包括支援センターの人たちは、自分たちはどうしていればいいのかということになると思いますので。ですから、今日は包括支援センターの運営協議会ですから、少なくとも来年以降するふれあいの里包括支援センターの体制、人員体制がどういう体制で、その中の連絡体制であったり業務のフローチャートがどういうふうになっているかということを示されないと、この協議会のメンバーとしては意見の言い様がないかなというふうに思います。これはいかがでしょうか。

事務局

もちろんおっしゃるとおり、人員体制ですとか、実際に業務のもうちょっと細かいところ、どういったことを行っていくのかということをお示しさせていただく必要があるかと思います。人員体制等については、今ちょっとまだ決め兼ねているところもありますので、これはある程度お話できるものをまとめて、フローチャートのお話もそうなんですけども、そういった相談の流れですとか業務の流れも、しっかりとまとめたものをまたお作りをして、後日お示しをさせていただきたいと思います。併せて今後の年次計画、いついつまでにどこをやるだとか、そういったことも、まだ庁内でも調整ができていないところも正直ございまして、そういったところもしっかりと調整を図っていきたいと思っております。

吉野副会長

正直言って、始まるのが来年の4月ですから、あと半年しかないのですね。現時点でフローチャートがなかなか出せないというのでは困る。それがないと恐らく今の包括の職員さんたちも大変困るんじゃないかと思うんですよね、自分たちの立ち位置が。

つまり、これからは総合支援センターですから、個々の相談窓口は基本的に言えば縮小していくという考え方になるんですよね。さっきの話ですと、それぞれの相談窓口をそのまま残しておいて、それは縦割りであるんだけど、総合相談を総合相談センターでやっていくということですが、でも基本的に総合相談センターでその地域の子どもからお年寄り、障がいのある人、生活困窮者を全部網羅していこうという考え方ですから、他の相談窓口という問題ではなくて、ここの中がどういう人たちで運営されていくのか、その運営メンバーはどんな業務を持っているのかということがわからなかったら、この総合相談センターの論議にならないと思うんですよ。だから少なくとも

その内容は。半年後ですからね。もう少し具体的に下さらないと、画面で言うと16、17のような抽象的な伝え方では全然わかりません。誤解を招くこともいっぱい出てくると思います。ですからふれあいの里が4年度からできるんだとしたら、その部分だけでもいいですから、こういうことを想定しているという、やっぱり体制とフローチャートを出されたほうが論議しやすいのではないかとこのように思います。

事務局 またちょっと検討してお示しをさせていただきたいと思います。

仁科会長 はい、土中さん。

土中委員 先ほど吉野委員が言われたような感じなんですけど。すごく心配するのが、難事例を扱う専門のところになっちゃうんじゃないか、見ていたらですね。特に世帯全体を見るということは非常に画期的だとは思いますが、相当な難事例ばかりを抱えてしまって、それに振り回されてっていうのがよくあるパターンだったんですよ、今までの包括の中で。それもちょっと考えていかなきゃいけないなという。それだけの人材と時間と、どうやっていくのかというのを、先ほど吉野さんが言われたようにちゃんとプランを立てるとかんと、えらいことになるなというのが私の意見で。私達も頑張りますけども、ぜひ計画をしっかり立てていただきたいと思います。

仁科会長 はい、廣江委員。

廣江委員 本当に全国でもあまり例がない話で、非常に意欲的な事業だと思いますので、本当に素晴らしいことだと思うんですが。1点、事業としての規模感とか相談件数とか、そのあたりは大体どのぐらいを見積っておられるんでしょうか。困難事例の話にもあったんですけど、要するにそれに対してどのぐらいの人間が必要になってくるのか、あるいは予算が必要になってくるのかって、全部で変わってくると思うんですけど。そのあたりは、人口に比較して大体このぐらい、みたいな見積もりがあれば教えていただければと思います。

事務局 規模間の話なんですけども、先ほどお話がありましたように、なかなかじゃあどういったケースをここで扱うのかといったところが線引きがかなり難しいところもあって、どれぐらいのケースがっていうのはなかなか見通しが難しいというのが正直なところです。なので先ほどちょっとお話がありました

けれども、あまりたくさん来てパンクしてしまうんじゃないかというお話がありましたけれども、確かに他市の事例ではそういった報告も聞いております。なかなか想定が難しく、始めてみたんだけども困難ケースが1カ所に全て押しつけられることによって、そこがパンクしてしまって機能不全を起こすということが実際の事例として起こっておりますので、基本的には今考えている動きかたとしては、困難事例を一気にここで引き受けるということではなくて、それを間に入れて支援の調整をしていくと。他のところは手を引いていただいて全てここで引き受けるということではございませんので、そういったところは他機関の協力をいただくということが不可欠になってくるのかなと思っております。実際にどれぐらいの想定かというのは、なかなかちょっとそういうところが数までは出ていないという状況でございます。

廣江委員 こういった場合、どこか先進事例があればベンチマーキングするのが一番賢いやり方だと思うんですけど、何かそういう心当たりが現時点で、どここの何市がこういったことに先進しているのか、大体このぐらいの人数をかけてやっていますみたいな。そんな話があれば教えていただければと思います。

事務局 先進事例としましては、近くですと松江市さんが実際に重層的支援体制をやっておられます。ちょっと事情が違うのでいろいろあるんですけど。近くでしたら岡山市さんとかが先進的な取組を行っておられますし、実は視察に行く予定にしておったんですけども今治市さんとかそういったところもいろいろ先進的な取組をしておられるところです。その情報を収集しながら、どれが正解かというのはなかなかわからないかもしれないんですけど、どこもある程度経験を踏まえた上でこれぐらいの人数でやっていくというのを持っておられると思いますので、そういったところを情報収集させていただきながら参考にさせていただきたいと思います。

仁科会長 ふれあいの里に地域包括支援センターを統合して設置されるということで、「なぜ」、「メリット」、そういったところをフローチャートを作成されるというお話がありましたので、その時でもいいので教えていただけたらと思います。地域包括支援センターだけでもかなり膨大な業務があって、今回の総合相談支援センターの業務も相当な負担というか力を入れないといけないことだと思います。

さっきのふれあいの里のことについて、名称変更をされるのであれば、これまでふれあいの里、包括さんを使ってこられた市民の皆さんが混乱されないような配慮っていうのをお願いしたいと思います。

あと17ページの概要についてですけれども、『断らない相談』というふうに書かれていて、さっきはパンクするのではないかというお話もあったんですけど、私は逆にやっぱりアウトリーチというか、相談に来られる方はまだいい、相談に来られない本当に困っておられる方っていうのが地域にはたくさんおられるのではないかというふうに考えていますので、そういったところもこの概要の中にもう少し含めていただく。そうすると地域の自治会だったりとか民生委員さんが、そういった地域のことをよくご存知だったりするので、そういった方たちとの連携も当然必要になってくるのかなと思いました。以上です。

他にご意見はいかがでしょうか。(発現なし)

それでは事務局の皆さんと委員の皆さんから出していただいた意見を元に、今後、検討をお願いいたします。また「こういうものを出してください」というご意見もありましたので、それについてもまたご提示をお願いいたします。

その他、事務局より報告事項等はありませんでしょうか。

事務局 ございません。

仁科会長 以上をもちまして令和3年度第1回地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。